

桑名市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第14号

桑名市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

桑名市火災予防条例施行規則（平成21年桑名市規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第6号を次のように改める。

炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、簡易サウナ設備、一般サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機

設置届出書

年 月 日						
(宛先) 桑名市消防長						
届出者 電話 () 番						
住 所						
氏 名						
桑名市火災予防条例第44条の規定により、 の設置を届け出ます。						
防火 対象 物	所在地	電話 番				
	名 称	主要用途				
設置 場所	用 途	床面積	m ²	消防用 設備等		
	構 造	階 層				
届 出 設 備	設備の種類					
	着工(予定) 年月日	年 月 日	竣工(予定) 年月日	年 月 日		
	設備の概要					
	使用する燃料・ 熱源・加工液		種 類	使用量		
	安全装置					
取扱責任者の職氏名						
工事施工者	住 所	電話 番				
	氏 名					
※受付欄			※経過欄			

- 備考 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 「階層」欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入すること。
 3 「設備の種類」欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
 4 「設備の概要」欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
 5 当該設備の設計図書を添付すること。
 6 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、令和8年3月31日から施行する。